

令和 3 年 第 1 回

共和町農業委員会総会

議 事 録

共和町農業委員会

令和 3 年 第 1 回 共和町農業委員会総会議事録

開会及び 閉会日時	開 会 令和 3 年 1 月 28 日 (木) 午後 1 時 29 分 閉 会 令和 3 年 1 月 28 日 (木) 午後 2 時 00 分							
場 所	共和町役場 2階 大会議室							
出席及び 欠席委員	議席 番号	氏 名		出欠 の別	議席 番号	氏 名		出欠 の別
	1	菊 池 利 昌		出席	11	上 川 洋 一		出席
	2	高 野 孝 志		出席	12	北 井 清 春		出席
	3	森 孝 之		出席	13	石 田 吉 光		出席
	4	高 橋 正 志		欠席	14	中 谷 秀 雄		出席
	5	澤 田 邦 子		出席	15	小 野 公 志		出席
	6	渡 義 則		出席	16	岡 田 政 則		出席
	7	森 英 雄		出席	17	児 玉 和 幸		出席
	8	新 井 裕 之		出席	18	川 上 芳 浩		出席
	9	藤 田 秀 樹		出席	19	浦 口 義 之		出席
10	熊 原 正 雄		出席	20	今 村 俊 一		出席	
事 務 局 (説明員)	氏 名			出欠 の別	氏 名			出欠 の別
	事務局長	石 井 広 之		出席	農地係	小 嶋 将 史		出席
	農地係長	青 山 晃 司		出席				
議 事 録 署名委員	7 番 森 英 雄 委員			18 番 川 上 芳 浩 委員				
日 程	議事日程						審議結果	
第 1	議事録署名委員の指名について						議長指名済	
第 2	報告第1号 農地あっせんについて						全件報告承認	
第 3	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について						全件確認済	
第 4	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について						全件許可相当	
第 5	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について						許可相当	
第 6	議案第4号 農用地利用集積計画の作成の要請について						全件原案可決	
第 7	議案第5号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について						原案可決	

(午後 1 時 2 9 分 開会)

◎開会宣言

○議長

只今から令和 3 年第 1 回共和町農業委員会総会を開催致します。

4 番 高橋委員から欠席の申し出がなされております。現在の出席委員数は、19 名で、定足数に達しており、総会は成立してございます。

次に、本総会に提出された議案については、すでにお配りしている議案綴のとおり、報告 1 件、議案 5 件の合計 6 件です。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は会議規則第 14 条の規定により、7 番 森英雄委員および 18 番 川上委員を指名致します。

◎日程第 2 報告第 1 号 農地あっせんについて

○議長

日程第 2 報告第 1 号「農地あっせんについて」を議題と致します。事務局より報告願います。

○農地係長

今回のあっせん報告は 6 件です。

(報告第 1 号を朗読)

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

よって、農地あっせんについては、報告済と致します。

◎日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の成立状況の確認について

○議長

日程第 3 議案第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の成立状況の確認について」を議題と致します。

事務局より報告願います。

○農地係長

今回の合意解約は、6 件です。

(議案第 1 号を朗読)

なお、補足であります。1 番、2 番は、農地あっせんの成立に伴うもの、次の 3 番、4 番、6 番は、借主が期間満了前に返還するもの、5 番にあつては、前の 3 番、4 番の解約に伴って、農業者年金の経営移譲年金をすでに受給している関係上、親子間貸借をやり直すため、解約するものです。合意解約された農地は全件、この後、議案第 2 号の農地法第 3 条、ならびに議案第 4 号の基盤強化法それぞれ、新規の所有権移転ならびに利用権設定として審議をいただきます。以上、通知の内容は、農地法の規定に基づき、引渡期限前 6 カ月以内に、合意解約されておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。

○議長

説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

通知のあった合意解約は、成立していることとして異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、合意解約が成立していることを確認致しました。

◎日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長 日程第4 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

○農地係長 (議案第2号を朗読)

今回、贈与が1件、使用貸借が7件で、詳細の内容は、記載のとおりでございます。なお、事前配付議案に添付した、本町要図に3条申請の位置を示した別紙、議案第2号資料「箇所図」と併せてご覧をいただき、議案審議の参考にして下さい。補足であります。1番の贈与は、自宅周辺にある自留地処分に伴うもので、この贈与によって、全地処分となります。2番の使用貸借ですが、平成19年に父親の他界に伴って離農となっておりますが、本年から、ご子息が、新たに農業経営を開始するため、国の農業次世代人材投資資金ならびに青年等就農資金の申込にあたり、土地の権利を明らかにするための親子間貸借の設定に伴うものでございます。次の3番、一つとばして5番、6番にあっては、通常の使用貸借に係る期間満了に伴う再設定に伴うもの、4番、7番、8番は、農業者年金の経営移譲年金に伴う後継者の使用貸借契約の再設定でありまして、4番、7番は、契約満了の10年を迎えるタイミングで、年金受給による農地の縛りを取るため、当初と同じ10年間で再設定を行うことで、万が一、農地の売買や貸借をした場合であっても、年金受給に影響が出ません。なお、8番にあっては、先程、合意解約の議案説明でもお話ししたとおり、第三者貸借の解約によって、権利関係を今一度整理する必要が生じたため、改めて親子間貸借を設定するものでございます。

以上、申請の内容は、農地法第3条第2項各号における不許可事由に該当せず、「農地の全部を効率的に利用」、「農作業の常時従事」、「取得後の面積合計が下限面積に到達」、「地域との調和」、すべての要件を満たすため、許可相当と考えます。

○議長 説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

申請のとおり、許可を与えて、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。

◎日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長 日程第5 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

○農地係長 (議案第3号、議案書を朗読)

今回の申請は、1件です。転用位置図で、概要を説明しますので、次のページをお開き下さい。国道229号線と、国道276号線、いわゆる岩内共和道路との交差点から西北西へ約650㍍、国道229号線から、町道開進二号線を経由して、開進一号線を北へ約200㍍進んだ町道沿いに申請地がありまして、図のほぼ中央の左側に網掛けをしております。昨年2月下旬に許可し、砂を採取した北側を引き続き、掘削するものでありまして、申請地の東側、いわゆる右側半分が、今回の掘削区域、残り半分の西側、いわゆる左側が表土置場となります。この砂採取事業の掘削区域面積は、5883平方㍍、そのほか、表土置場や保安区域、運搬路などを含めた所要面積は合計9223平方㍍で、なお、砂の採取量は、1万7505立方㍍の計画です。農地改良の方法ですが、砂採取後に、除去していた表土を用いて1㍍程度埋め戻し、整地後、畑とするものでございます。この土地は、都市計画の区域外、農振農用地区域内農地でありまして、原則、転用を許可できない農地ではありますが、砂利採取を目的とする一時転用などは、例外的に許可が可能となっております。申請地周辺は、浜中地域に属し、砂地であるため採取する場所は限られること、また、採取跡地を農地に復元する担保措置が講じることなどを勘案したとき、当該地の転用は、やむを得ないものと考えます。また、この申請と併せて、同じ内容で、後志総合振興局が所管する「砂利採取法」の許可も申請しておりまして、許可となる見込みでございます。先週21日、木曜日の現地打合せには、農業委員会から、町の砂採取現地協議会委員として、小野委員、森孝之委員が出席、現地を確認しております。なお、北海道農業会議への意見聴取の回答は、2月19日、金曜日を予定しておりますが、転用許可は、砂利採取法と併せて、許可する予定でございます。なお、次の10㍍から13㍍にかけて、審査表を添付しておりますので、後程、ご覧下さい。説明は、以上です。

○議長 説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

「許可相当」と判断して、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、「許可相当」と判断し、北海道農業会議へ意見聴取することに決定致します。

◎日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○議長 日程第6 議案第4号「農用地利用集積計画の作成の要請について」

を議題と致します。

事務局より説明をお願いします。

○農地係長

今回は、売買 8 件、貸借 3 2 件の、計 4 0 件です。

(議案第 4 号、議案書を朗読)

なお、今回の要請内容は、基盤強化法第 1 8 条第 3 項の「基本構想適合要件」、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」をすべて満たしていると考えます。説明は、以上です。

○議長

なお、利用権等設定の 1 1 番は、渡委員に関する件でございます。会議規則第 1 0 条「議事参与の制限」の規定により、退席をお願いします。

(渡委員 退席)

○議長

それでは、利用権等設定の 1 1 番のみ、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり要請して、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、共和町長へ要請することに決定致します。

渡委員は着席願います。

(渡委員 着席)

○議長

渡委員の案件については、共和町長へ要請することに決定致しました。

次に、利用権等設定の 2 3 番は、石田委員の親族に関する件でございます。会議規則第 1 0 条「議事参与の制限」の規定により、退席願います。

(石田委員 退席)

○議長

それでは、利用権等設定の 2 3 番のみ、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり要請して、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、共和町長へ要請することに決定致します。

石田委員は着席願います。

(石田委員 着席)

○議長

石田委員の案件については、共和町長へ要請することに決定致しました。

それでは、利用権等設定の 1 1 番、2 3 番を除く全件について、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり要請して、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって共和町長へ要請することに決定致します。

◎日程第7 議案第5号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

○議長 日程第7 議案第5号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

○農地係長 (議案第5号、議案書を朗読)

平成30年から令和元年中に、本州の農業委員会で、農地法違反や収賄容疑で逮捕されるなどの不祥事が4件発生しまして、この間、農林水産省から「綱紀粛正」の通知が発出されました。これらの不祥事を受け、令和元年11月28日開催の「全国農業委員会会長代表者集会」において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議」を採択、農業委員会組織として、法令遵守の徹底を図ることを確認されたことを受けて、全国農業会議所ならびに北海道農業会議から、全農業委員会に対して、綱紀粛正の姿勢を強く打ち出すため、昨年度に引き続き、年1回以上、総会内での「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の採択や、法令遵守に係る注意喚起する取り組みの実施を依頼されてございます。つきましては、本日の総会において、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を採択したいと思っておりますので、次のページをお開き下さい。決議文を読み上げて、提案と致します。

(決議文を朗読)

採択下さいますよう、よろしくお願い致します。

○議長 説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」は、原案のとおり決定致します。

◎閉会宣言

○議長 以上で、本総会に付議された案件は全て終了致しました。よって、令和3年第1回共和町農業委員会総会を閉会致します。

(午後 2 時 0 0 分 閉会)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、
会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

令和3年1月28日

議長(農業委員会会長) 今村俊一 印

議事録署名委員7番 森英雄 印

議事録署名委員18番 川上芳浩 印